

令和8年度大和高田市指定ごみ袋製造業務委託契約書（案）

発注者 大和高田市 と受注者 ○○○○は、大和高田市指定ごみ袋製造業務委託について、次のとおり契約を締結する。

1. 製造品 製造する指定袋は以下の3種類とし、仕様書に従い、製造すること。
指定ごみ袋（大）45L 高密度ポリエチレン
指定ごみ袋（中）30L 高密度ポリエチレン
指定ごみ袋（小）15L 高密度ポリエチレン
2. 契約単価 契約単価は、1箱当たりとする。（消費税等別途加算）
指定ごみ袋（大）45L 1箱（500枚） 金〇,〇〇〇円
指定ごみ袋（中）30L 1箱（500枚） 金〇,〇〇〇円
指定ごみ袋（小）15L 1箱（500枚） 金〇,〇〇〇円
3. 購入数量 別紙「大和高田市指定ごみ袋製造委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり。
4. 仕様 別紙仕様書のとおり。
5. 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
6. 納入場所 発注者の指定する場所

（総則）

第1条 受注者は、この契約（本契約書、仕様書及び納入計画書その他の取決めを含む。以下同じ。）に従い、指定袋を製造し、発注者の指定する場所に納入しなければならない。

（納入方法）

第2条 受注者は、納入計画書及び仕様書に基づき、仕様書に記載の納入数量を発注者の指示する場所に納入するものとする。

2 受注者は、納入が完了した時は任意様式の納入報告書を提出するものとする。

（検査等）

第3条 受注者は、別紙仕様書に従い、事前検査、納品検査等を行うものとする。

2 受注者は、製造及び搬送にあたって厳重な品質管理を行い、不良品等が出ないように努めるものとする。

（製品に関する義務）

第4条 受注者は、製造した指定袋について発注者の指示に基づく納入以外に、他に使用し、流用してはならない。

（製品への責任）

第5条 受注者は、第3条第1項の検査の結果、不適合品が発見されたときは、直ちに正規品に交換し、原因の究明を行い発注者へ報告するものとする。また、契約終了後においても、同様とする。

（支払方法）

第6条 受注者は、指定袋を納品し、発注者の検査を受けた後、納入数に単価を乗じた額の合計額

に消費税等を加算した金額の適法な支払請求書を提出することとし、発注者は、その日から起算して30日以内に製造委託料を支払うものとする。

(消費税及び地方消費税)

第7条 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(納入期限の延長)

第8条 受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限内に、指定袋を納入することができないときは、遅滞なく、その理由及び延長日数等を記載した文書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

(守秘義務)

第9条 受注者は、発注者の委託業務の遂行にあたり、知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、この契約の終了後も同様とする。

(一括委任等の禁止)

第10条 受注者は、契約履行についてその全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(権利の譲渡禁止)

第11条 受注者は、この契約に生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又はこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。

(2) 受注者又はその代理人若しくは使用人等がこの契約に違反する行為又は不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の履行のため発注者が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体(以下「暴力団」)にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員(大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の

利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、発注者から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第13条 前条の規定によりこの契約を解除したときは、発注者は、契約金額の100分の10の違約金を徴収するものとする。この場合において、契約金額とは契約期間中における仕様書に定める予定数量に契約単価を乗じて得た額から既済部分又は既存部分の額を控除した額とする。

(談合等による解除)

第14条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、前項の規定による契約解除をした場合において、受注者に損害が生じてもその責めを負わない。

(賠償金)

第15条 前条各号のいずれかに該当するときは、受注者は、この契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額（契約期間中における仕様書に定める予定数量に契約単価を乗じて得た額）の100分の20に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

(不適合品等に係る損害賠償責任)

第16条 不適合品等が発生した場合の損害賠償については、別紙仕様書【その他】3. 損害賠償の規定のとおりとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関する訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第18条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び発注者が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

(補則)

第19条 この契約書と別紙仕様書の記載内容に齟齬がある場合は、仕様書に従うものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが各々記名捺印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内大造

受注者